

第 48 回 基本計画部会 議事概要

- 1 日 時 平成 26 年 1 月 17 日（金） 14:00～15:49
- 2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 会議室
- 3 出席者

【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、川崎委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

前川内閣府大臣官房審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付企画官

4 議 事

- (1) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について

① 調査票情報等の提供及び活用に係る修正案について

前回の部会における審議を踏まえた調査票情報等の提供及び活用に係る修正案について、第 3 WG の座長である廣松委員から資料 1 に基づき説明がなされ審議が行われた。審議の結果、改めて廣松委員から提示された修正案とすることです承された。

主な意見等は次のとおり。

- ・ 統計利用者との意見交換会の際に一橋大学の神林准教授から、ヨーロッパではリモートアクセス、アメリカではオンサイト利用が中心との報告があった。資料 1 の修正案では、両方を同時に進めると非常に窮屈な利用に感じる。
- ・ 自分も北米の視察をしたが、オンサイトを強調すると、日本の場合、場所の確保がネックとなると考え、修正案のような表現にした。

→ WG での議論の基となったドイツの実情を調査した報告によれば、ドイツではオンサイト利用を基本として、それを補完する意味でプログラム送付型が提供されて

いる。我が国においてもまずは、一橋大学等で提供が試行されているオンサイト施設を活用したリモートアクセスとこれを補完する役割を有するプログラム送付型の研究・検討を進めていくという趣旨。

- ・ オンサイト利用だけだと場所の制約や遠方といった問題があるので、補完的な形でリモートアクセスの利用も同時に考えていくという理解で良いか。
- 一橋大学等のオンサイト施設では、専用サーバーの設置などかなりコストがかかる。リモートアクセスの検討が進めば、初期投資がなくてもオンサイト施設の設置が可能。その際には大学等とも連携し実行性ある対応策を考えていくことが重要。
- ・ かつての技術革新は1、2、3とステップを踏んで進んでいったが、最近は1から3に進む方がコストは少ないとも言われている。リモートアクセスを目指すならば、途中のプロセスを飛ばす方が早く対応できるし、オンサイトもリモートアクセスも両方を目指すということだと二重投資になるとの意見もあり、プライオリティを明示した方が良いのではないか。
- ・ 研究室からリモートアクセスする場合にシンクライアントにせず全部のデータにアクセスできるようにするとセキュリティ上問題があり、シンクライアントにしても、そのシステムをどうするかという問題が出てくる。次期基本計画の5年程度の期間を考えた時に、どの程度の発展スピードを前提とするかだが、オーダーメイド集計や匿名データについては現時点で完全と考えられるセキュリティで行っているが再特定化という問題が出てくる可能性があり、ステップを一気に飛ばすのは少し難しいのではないか。
- ・ リモートアクセスできるデータは海外でも限られている。例えば2つのデータのマッチングはリモートアクセスではできないので、オンサイトの役割は残る。技術的にも、全てリモートアクセスにシフトすれば解決するという状況にはない。
- ・ 現実的には併存せざるを得ないとすると、今のような主従の関係が固定化した表現ではなく、並列的だが、オンサイトから始めるのであればオンサイトを先に書くなど、関係性を縛らずに緩やかな優先順位を意味する書きの方が良いのではないか。
- ・ 御意見を踏まえ、資料1 p 2の修正案の②を「調査票情報の提供におけるリモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析の実現に向けた整理・検討」と修正する案を提示したい。それに伴い、資料1 p 3の別表の修正案も上から二段目の「○」のところを「～リモートアクセスを含むオンサイト利用やプログラム送付型集計・分析といった新たな利用方法の実現を目指し～」と修正してはどうか。

② 答申案について

事務局から、資料2に基づき答申案の説明がなされ、統計データの透明化・オープン化、現在推計人口の基幹統計化及び府省横断的な統計上の課題（例示）に関する事項について一部修正の上、了承された。主な意見等は次のとおり。

<第1 について>

- ・ 別添の本文 p 3 の「5. 統計データの透明化・オープン化の推進」だが、パブコメにもあったように、「透明化」という言葉は統計の分野では使ってこなかった。「統計データの透明化」としたのは骨太方針に沿ったものであり、同様の趣旨である p 2 の「3」の表現に合わせ、「5」の最初に「骨太方針における統計データの透明化・オープン化を推進するため」を追加してはどうか。
 - ・ 統計委員会としての自立性を考えると、理由づけを他者に委ねる表現はできるだけ避けるべきではないか。「透明化」という語彙に問題があればそれを修正してはどうか。
 - ・ 「5」のタイトルを「統計データのオープン化及び統計作成過程の透明化」などと修正してはどうか。
 - ・ 「統計データの透明化」というタイトルを修正するのであれば、骨太方針に言及する必要はないのではないかな。
- タイトルの「オープン化」と「透明化」の順番を入れ替えた場合、現在、統計作成過程の透明化、統計データのオープン化の順番になっている本文も同様に入れ替えるという趣旨か。
- ・ 本文の目次の順番では、統計作成過程の透明化は、第3の「3 (2) 統計の品質保証活動の推進」に、統計データのオープン化は、第3の「4 統計データの有効活用の推進」という順番であることを考えると、タイトルは「統計の作成過程の透明化と統計データのオープン化」と修正した方が良いのではないかな。
 - ・ 何をポイントとして訴えるかというタイトルの役割を忠実に考え、オープン化を中心にした方が良いのではないかな。また、説明部分は流れもあるので、このままで良いのではないかな。
 - ・ この部分を変更すると、同様の表現のある他の部分にも影響が及ぶのではないかな。
 - ・ p16 の一番下の段落の「さらに」のところの「統計データの透明化・オープン化等の推進や」という文言は不要ではないかな。
 - ・ 意見を踏まえ、p 3 の「5」については、タイトルを「統計データのオープン化と作成過程の透明化の推進」に修正するとともに、p16 の一番下の段落の「さらに」の次の「統計データの透明化・オープン化等の推進や」は削除してはどうか。

<第2について>

- ・ 答申案2 (5) の「さらに」以下の第3パラグラフにある「現在推計人口の基幹統計化」に関する記述について、削除された「地方公共団体における推計」と「現在推計人口」との関係、基幹統計化された際の「現在推計人口」の範囲について確認したい。
- ・ 現在推計人口は、毎月1日現在の全国の総人口と日本人人口のほか、毎年10月1日現在の都道府県別の人口も推計・公表している。一方、都道府県・市町村でも独自に推計した人口を毎月もしくは定期的に公表している。都道府県の独自推計は現

在推計人口の基幹統計化に直接関係ないため別表から削除したが、都道府県の独自推計との整合性も重要なことから新たな推計手法の周知に関する記述を本文に盛り込んだものである。また、現在推計人口の基幹統計化の範囲については、諮問審議の際に改めて審議されるものと考えが、現在の推計・公表範囲を基本に、一層の精度向上・集計の充実が図られるのではないかと。なお、外国人人口の推計については、外国人を含む都道府県別データを活用した検証・検討が基幹統計化に向けた結論を得るために不可欠であるため、別表に記述を残した。

- ・ 基幹統計には都道府県別推計も含むということで良いか。
- 統計委員会の審議を踏まえて指定されることになるが、作成部局としては、現在、推計・公表しているものが含まれると考えている。
- ・ 第Ⅱ期基本計画案の基本的な考え方として、人口減少社会や地域の視点もあるので、今説明のあった趣旨を文章で明確化してはどうか。
- ・ 例えば、別表の記述を、「現在推計人口の基幹統計化について、集計の充実に向けて都道府県間移動等に係る外国人人口に関する新たな推計方法の検討を推進し、結論を得る。」としてはどうか。

<第3について>

- ・ 資料1で議論された調査票情報等の提供及び活用の①～③を改めて見ると、オーダーメイド集計が第一順位であるのは、利用している民間から見ても現実的であり賛同したい。その「利用条件の緩和」には、利用手続きや料金など全般を対象とするという理解で良いか。
- 一般的に対象になるが、一番大きいのは利用目的。現在、公益性を有するものに限定されており、商業目的では利用できないため、それも含めて整理しようというもの。
- ・ 利用目的の拡大に当たっては、現在でも煩雑と言われる手続きが、セキュリティの観点でさらに煩雑になる、利用料金が高くなるなどとなると、かえって利用しにくくなることもあるので留意してもらいたい。
- ・ 基本計画案p17の2行目を「行政記録情報等を含むビッグデータの統計作成への利活用及び統計データのビッグデータへの活用」から「統計データとビッグデータを相互に結び付け、活用すること」に修正した理由を確認したい。
- 行政記録情報等については、既にp16からp17の上で利活用を推進すると書いている。WGの議論を踏まえた報告にもあったが、「なお」以下で、既存の閣議決定等と整合性もとり、より分かりやすい表現にする趣旨で修正案の表現にした。
- ・ ビッグデータについては、概念が定まっておらず、公的統計の整備のためにどの程度有効なのか明らかではない中で、行政記録情報等とビッグデータの関係を整理するとともに、タイムリーな情報として公的統計を補完するなどの観点からビッグデータが優れている面もあることを踏まえ、ワーキンググループにおいて修正案の

とおりとされたもの。

- ・ ビッグデータを統計作成に活用する一方、統計データをビッグデータに利用することもあるのか。
- ・ 恐らく双方向あり得るのではないか。ビッグデータが何を指すかよく分からないところがあるが、ビッグデータ側で統計データを利用する分は利活用が進むという意味では歓迎すべきであり、一方、統計作成時に可能であればビッグデータを利用することも考慮に入れるべきではないか。

<第4 について>

- ・ 統計委員会が取り組む事項として「第三に」の段落に「府省横断的な統計の課題」があるが、その例示として「サービスの質の計測に関する動向」を加えることを提案したい。サービスの質の計測は、現行基本計画にも記載があり、統計委員会では実施済と判断したが、検討・研究状況の把握と情報提供の必要性を指摘しており、我が国にとって生産性の向上は極めて重要であり、サービスの質の計測は重要な課題で国際機関等でも研究が進められている。そうした動向を把握し統計の改善に役立てることは統計委員会の重要な役割ではないか。

(2) その他

本日の審議で具体的な修正案も含め、基本計画部会として答申案が了承されたことから、審議結果を反映した答申案をメール等で委員に事前に確認した上で、1月31日開催の第72回統計委員会にて、答申案を報告することとされた。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>